

お客様各位

白河信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設について

平素より、白河信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用されていない普通預金口座が、不正利用されることによる被害を防止するため、令和3年10月1日(金)以降、最後の預入れまたは払出しから2年以上一度も利用されていない口座について、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。また、これに合わせて預金規定を改定いたします。

本手数料は、ご利用のない口座について管理に要するコストをご負担いただくものです。

お客様には、該当口座がありましたらぜひ、ご利用の再開をお願い申し上げます。  
通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象となることはございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料及び自動解約について

対象となる口座 (未利用口座)	令和3年10月1日(金)以降、最後の預入れまたは払出しから2年以上預入または払出し(当該口座のお利息の入金、本件手数料の引落しは除きます。)がなく、口座残高が10,000円未満の普通預金口座(総合口座、貯蓄預金、決済性普通預金、通帳レスを含む)を対象とします。 *盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象となります。
対 象 外 口 座	①口座残高が10,000円以上である場合。 ②同一店内で融資取引がある場合。(カードローン契約も含む) ③同一店内で他の金融資産(定期性預金、投資信託、保険、国債等)の取引がある場合。 *①から③のうち、いずれか一つでも該当する場合は未利用口座の対象外
未 利 用 口 座 の 管 理 手 数 料 に 係 る ご 案 内	・口座が上記対象となった場合、事前に案内文書を届け出住所に発送します。 ・案内文書を発送後、一定期間(3ヶ月)経過後も取引がない場合、当該口座より手数料を引落しさせていただきます。 ・案内文書が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。 ・未利用口座管理手数料 年間1,320円(消費税込み)
自 動 解 約	・残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高金額を本手数料額の一部として引落とし後、同口座を解約させていただきます。 *本手数料の返却及び解約された口座の再利用はできません。

\*未利用管理手数料の引落しは、令和5年10月2日(月)以降となります。